

第78回平塚市個人情報保護審査会議事録

日時 令和5年7月21日(金)
14:00～15:50

場所
平塚市役所本館5階 519会議室

出席者 18人

委員 諸坂会長、佐藤委員、慎委員、兒玉委員、蓑島委員、長谷川委員

事務局 小峰部長、木村課長、荒課長代理、飛鷹主管、青木主査、中島主事

実施機関 市民税課：小菅課長、長谷部担当長

学校給食課：吉澤課長、篠原課長代理

教職員課：宮坂課長、大見主査

議題

(1) 保有個人情報に係る事故報告について【公開】

実施機関から個人情報に係る事故報告について、発生の経緯や対応結果、再発防止策等の報告を受けた。

課名	発生事案
市民税課	誤送付
学校給食課	誤送付
教職員課	紛失

【市民税課】

- 封筒と通知文に住所が記載されているのか。
窓付封筒を使用しており、住所は通知文にのみ記載されている。本件は、宛先不明で返送された封筒に宛名シールを貼り、再発送した。
- 返送された通知を差替えて再発送すればよかったですのではないかと。
日々数十件の返送があり、迅速に対応するため、返送があった窓付封筒の窓部分に宛名シールを貼り再発送した。
- 普段の事務でも宛名シールを上から貼り付ける作業を行っているのか。
当初発送の事務のみであるが、行っている。
- 納付までの期間はどの程度あるのか。期間が十分に確保されていれば通知文を再発行し、再発送すればよいのではないかと。
一期分納付までの期間は約2か月あるが、送付後、事業者側で従業員への納付手続等に時間を要するため、速やかに事業者側に通知を渡す必要があり、再発行を行うことは時間的に困難である。
- 今まで、通知と封筒の住所が異なり誤送付が起こる可能性がある事務について、窓付封筒で対応するという解決策を提示していたが、本件のような事例が発生したため、新たな解決策を考える必要がある。
- 住所変更があった場合、把握できないのか。
各事業所へは内容変更があった場合、連絡するよう通知を行っているが、事業所からの連絡がない場合、把握できない。
- 事業所Bに届いた通知は開封されてしまったのか。
事業所Bへは開封しないよう事前に依頼したが、返送された封筒を確認したところ開封され

ていた。

- ・ ダブルチェックの徹底について、職員に対し周知していたのか、または周知はしていなかったのか。

ダブルチェックの徹底について、周知していた。

- ・ ダブルチェックは普段から徹底されているのか。
封入した職員と別の職員が封かんするよう周知している。

【学校給食課】

- ・ 通知書に記載されている内容は、給食費がいくらになるという通知か。
年度途中で金額が変更になる旨の通知であった。

- ・ 住所及び氏名は封筒または通知文どちらに記載しているのか。
通知文に住所、氏名を記載し窓付封筒で発送している。

- ・ 通常、ダブルチェックは行っているのか。所属長の指示でダブルチェックを行わなかったのか。
通常はダブルチェックを行っている。業務多忙であり、職員個人の判断でダブルチェックを行わなかったと聞き取っている。

- ・ どのような再発防止策を考えているのか。
今まで、発送料削減のため、複数の児童分について同一保護者に発送する場合は、1つの封筒に封入して発送していたが、個人情報の保護の観点から同一保護者に発送する案件であっても児童一人につき、1枚の封筒で発送する対応とした。

- ・ 通知文の回収が遅れた原因は何か。月曜日の回収では遅いのではないか。
発覚した日は災害級の大雨であったため、回収を行うことは困難であると判断し、できるだけ速やかに対応することとした。

- ・ 管理職は、個人情報の取扱いの重要性について、よく理解していると思うが、その重要性について、担当者に伝わっていないのではないか。

【教職員課】

- ・ 学習支援員が名簿を持ち歩いている必要があるのか。
入学して間もない時期であり、児童全員の氏名を覚えていないため、児童が全員いることを確認するため、持ち歩く必要があったと考えている。

- ・ 名簿を持ち歩くことについて、どのような指導を行うのか。
名簿を持ち出す場合は、担任及び管理職に届け出ること及びバインダー等の目に見える形で持ち出す方法を検討している。

- ・ 現時点で名簿が見つからないということは重大事故であることを再認識するべきである。

- ・ 本事故が起こったことは市内の学校に共有しているのか。また、当該職員には指

導を行ったのか。

校長会で事故について報告を行い、当該職員へも指導を行っている。

- ・ 警察から本件について連絡はあるのか。
警察からの連絡はない。
- ・ 保護者への誠意を示すためにも、警察へ拾得したかどうか状況確認を行うべきである。
- ・ 個人情報コピーするとその分事故のリスクが高まるため、原本で管理した方が良く意見した。
- ・ 報告書では個人情報を持ち出すことを否定しているような記載となっているが、児童の安全確保のためには名簿を持ち出し、児童の確認を行うことが必要であると考え。名簿を確実に管理する方法を検討すべきである。
例えばケースに入れて首から下げるなどの目に見える形での持ち出し方法を検討している。
- ・ 報告書の記載内容について、再発防止策を具体的に口頭説明した内容を追記し、再提出するよう教職員課へ指示した。

【委員から各実施機関へ共通の意見】

- ・ 個人情報は個人から預かっている情報であることを職員全員が認識し、マニュアル整備をゴールにするのではなく、職員全員が緊張感を持つよう周知徹底を行ってほしい。
- ・ 緊張感をもって作業をしていれば、ヒューマンエラーは起こらない。
- ・ 個人情報は、例えばお金と同じであり、「なくしたら大変なことになる」ことを職員全員が認識する必要がある。

(2) 令和4年度個人情報保護制度実施状況報告について【公開】

- ・ 令和4年度個人情報保護制度実施状況報告について、事務局から報告した。
- ・ 開示請求等実施機関別内訳について、市長部局35件とあるが、請求内容に傾向はあるのか。
人権・男女共同参画課への「相談記録に関する開示」及び介護保険課への「介護認定調査に関する開示」が多くなっている。
- ・ 個人情報取扱事務登録簿について、保険年金課の報告が多いと感じるが、なぜか。個人情報を取り扱う事務ごとに報告を受けているが、報告時の事務の細分化の仕方については各課に判断を任せているため、報告件数に差が生じている。

(3) 保有個人情報取扱事務の業務委託報告について【公開】

- ・ 変更7について、これほど多くの変更内容があっても「新規」ではなく「変更」

として報告があるのか。

委託先や委託の内容に変更がないため、「変更」として報告を受けている。

- ・ 新たな契約をした場合は「新規」として報告を受け、そのほかの事例であれば「変更」として報告を受ける運用で良いと考えるが、基準はあるのか。

契約期間が年度途中で途切れた場合、「新規」として報告を受けるという基準を設けている。

- ・ 新規4について、セキュリティ等の状況欄の個人情報の管理に当たって検査、監査等を行わないと報告されている。以前の審議会において、検査、監査について、現地調査を行うこととして議論を行った。プライバシーマークの取得について、一定の保証はあると思うが、実施機関が直接確認することが必要であるとする。事務局から各実施機関へ指導を徹底するべきである。

プライバシーマークの取得について、事務局は一定の保証があると認識している。また、事務局からはできるだけ現地調査を行うよう各実施機関へ話をしている。

- ・ 作業場所が遠隔地であれば、写真またはリモートで作業場所を確認する等の方法を検討する必要があると考える。

- ・ 各実施機関からの報告書の内容をそのまま審査会へ報告するのではなく、事務局の役割として実施機関と調整を行ったうえで審査会へ報告するよう意見した。

(4) その他【公開】

- ・ 新型コロナウイルスが落ち着いていることから、次回以降の開催方法について、協議した。その結果、実施機関から諮問があった場合は対面開催とし、諮問案件がない場合は対面及びオンラインの併用開催とすることとした。

- ・ 次回の審査会の開催日について、後日調整することとした。

- ・ この審査会へ事故報告や実績報告を行う根拠は何か。整理して教えてほしい。後日、整理してお知らせする。

以 上

< 配付資料 >

- ・ 個人情報保護法ハンドブック（諸規定部分を除く。）
- ・ 個人情報に係る事故報告書
- ・ 令和4年度個人情報保護制度の実施状況報告書
- ・ 保有個人情報取扱事務の業務委託報告書
- ・ 平塚市個人情報の保護に関する法律施行条例